

令和 8 年度社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金申請要領

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県内に所在する以下に掲げる事業所・施設の設置者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。
高齢者福祉施設にあっては介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームの指定等の申請者、障がい福祉施設にあっては障害福祉サービス等の指定の申請者が地方公共団体及び地方独立行政法人でないこと。)
- (2) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を管理する者
- (3) 県税の滞納がない者
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者でないこと。
- (6) 国、県及びその他の補助金等の同一内容の支援を受ける事業のほか、令和 7 年度補正予算で長野県が交付する本補助金以外のエネルギーコスト削減促進事業補助金又は助成金に申請又は申請する予定がない者

<対象事業所・施設一覧>

施設区分	事業所・施設	
社会福祉施設等	高齢福祉関係	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所（単独型に限る）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所（医療みなしを除く）、通所リハビリテーション事業所（医療みなしを除く）、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービスに限る）
	障がい福祉関係	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度包括支援事業所、同行援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所（単独型に限る）、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、医療型障害児入所施設、自立生活援助事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
	生活保護関係	救護施設、社会事業授産施設
	医療関係	病院、医科診療所、歯科診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所
	その他	普通公衆浴場 医薬品店舗販売業の許可店舗（中小企業者等に限る）※ ※中小企業支援法第 2 条 第 1 項第 1 号から第 4 号で規定する会社、個人事業主等（ただし、みなし大企業を除きます。）
その他施設	養成所関係	看護師等養成所（保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所）

2 補助対象設備

補助対象設備は、別表（対象設備一覧）に記載の①省エネ設備（更新または新規導入（増設は除く））②再エネ設備（新規導入（増設は除く））で、規格及び概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすものとします。

3 補助対象経費

2の補助対象設備の更新等に必要経費を対象とします。（詳細は以下のとおり）
ただし、消費税及び地方消費税相当額は除きます。

○補助対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要経費 （例）換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器（リモコン、フード、化粧パネル等）
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む） （例）労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要経費 （例）既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※中古設備の導入については、補助対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象ではありません。

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。
証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

○補助対象とならない経費

項目	内訳（例示）
① 設備費	リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
② 工事費	安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
③ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
④ 諸経費	一般管理費、諸経費（準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用等

4 コース及び条件

(1) 基本コース

令和4年度から令和6年度のエネルギーコスト削減助成金の交付を受けたことがない事業所であること。

(2) 促進コース

次のいずれも満たすこと。

ア 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）

※ 詳細は下記長野県 HP「事業活動温暖化対策計画書制度」参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html#jigyou>

イ 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

※ 詳細は下記長野県 HP「長野県 SDGs 推進企業登録制度」参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/tourokuseido.html>

5 補助率・補助額

コース	設備区分	施設区分	補助率等	補助額
基本コース	省エネ設備及び 下記を除く再エ ネ設備	社会福祉施設 等	3分の2以内	1事業所あたり 上限 500万円 下限 50万円
		その他施設	2分の1以内	
	発電設備（太陽 光パネル及び付 属設備であって 50kW未滿に限 る、全量売電を 除く）	社会福祉施設 等 その他施設	出力1kWあたり4万円以 内 (50kW未滿に限る)	
促進コース	省エネ設備及び 下記を除く再エ ネ設備	社会福祉施設 等 その他施設	4分の3以内	1事業所あたり 上限 1,500万円
	発電設備（太陽 光パネル及び付 属設備であって 50kW未滿に限 る、全量売電を 除く）		定額 (出力1kWあたり4万円 以内)	

※補助金の額に千円未滿の端数があるときは、切り捨てて申請してください。

6 補助事業実施単位について

【医薬品店舗販売業許可店舗以外の事業所等】 1事業所・施設ごと

【医薬品店舗販売業許可店舗】 店舗設置者の単位ごと（1法人ごと）

なお、同一建物内に複数の事業所等が所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが事業を実施することとしてください。

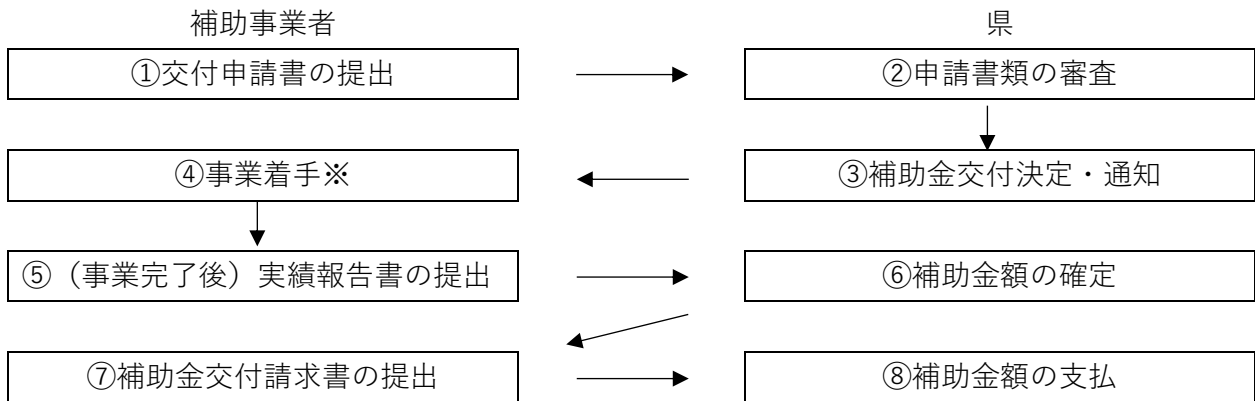
7 申請受付期間

令和8年6月15日（月）9時から令和8年9月30日（水）17時必着

※申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。（事前予告はありません）

8 申請の手続

(1) 補助金申請の流れ



※1 交付申請書の提出後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第7号）を提出してください。

ただし、届出書の提出は、交付決定を確約するものではありませんのでご注意ください。

なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。

(2) 申請書類の入手方法

長野県公式ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧（本庁） > 健康福祉政策課紹介 > エネルギーコスト削減促進事業補助金 > 令和8年度社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金



【県ホームページ URL】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/energycost/guidelines/r8.html>

(3) 提出書類

- ・同一法人内で複数の事業所・施設が事業を行う場合は、★は法人ごと、その他は事業所施設ごと作成し、提出してください。（法人による取りまとめが難しい場合は事業所・施設単位での提出でも可とします。）

提出書類一覧	
1★	交付申請書（交付要綱様式第1号）
2★	<交付決定前に事業着手する場合> 交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第7号）
3★	事業所・施設別申請額一覧（交付要綱様式第1-1号）
4	事業実施計画書（交付要綱様式第1-2号）
5	対象設備確認書（交付要綱様式第1-3号）
6★	<建物の所有者と設備の設置者が異なる場合> 設備設置承諾書（交付要綱様式第1-4号）
7★	確認書（交付要綱様式第1-5号）
8	登記事項証明書（設備更新等を行う事業所・施設の不動産登記）
9	補助対象経費算定根拠となるもの（見積額、更新等を行う設備のカatalog）
10	設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
11	設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
12	設備更新等を行う建物、設備の状況が確認できるカラー写真 ※以下を参考に、補助対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。 【省エネ設備】・省エネ設備の更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真 ・省エネ設備の更新等を行う設置予定場所の写真 【再エネ設備】・屋根上に太陽光発電システムが載っていないことが確認できる写真 ・パワーコンディショナ設置予定場所の写真

(4) 提出方法

・申請書類は、電子申請又は郵送により以下の提出先に提出してください。

①電子申請の場合

下記 URL から、申請フォームに進んでください。



【申請フォーム】

(<https://42555f27.form.kintoneapp.com/public/09d537055b070418315f517350d0930eab281586e4fdfa23021ef3b34e476add>)

②郵送の場合

8 (2) に記載のホームページから、該当する様式の申請書をダウンロードしてください。

※申請書様式の郵送を希望する方は、お電話にてご請求ください。

<提出先>

〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目 13 番 2 号 MUPRE 東池袋 4 階
(株式会社 エイチ・アイ・エス内)

【長野県エネルギーコスト削減促進事業補助金 事務局】あて

※簡易書留・レターパック等郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

9 留意事項

○令和4年度～6年度に交付決定を受け事業を実施している事業者（完了を含む）について

「基本コース」は、すでに交付決定を受けた事業所・施設の申請はできませんが、「促進コース」は、申請可能です。

また、同一建物内に、すでに交付決定を受けた事業所・施設がある場合は、「基本コース」の申請はできません。対象かどうかご不明な場合は、個別にご相談ください。

○事業の実施時期について

補助対象事業は、交付決定日から令和9年1月8日までの期間に実施（完了を含む）してください。

ただし、交付申請書の提出後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第7号）を提出し、事業に着手することが可能です。※本要領「8(1) 補助金申請の流れ」（4ページ）もご覧ください。

○交付申請から交付決定までの期間について

提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね1か月以内に交付決定の通知を送付します。（審査の結果、補助要件等を満たさない場合は、不交付決定の通知を送付します。）

○その他

- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・申請に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & A を十分に確認してください。（交付要綱、Q & A は県ホームページへ掲載しています。）

10 事業活動温暖化対策計画書の提出先等

○作成に関する問い合わせ窓口及び提出先

事業活動温暖化対策計画書ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

TEL（直通）026-262-1793、026-262-1794

E-mail naganoco2@chugai-tec.co.jp

提出方法 電子メールにてご提出ください。

様式や制度の説明等

県HP（<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>）をご覧ください。

（お問合せ先）

長野県社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金事務局

電話番号：050-1706-0468

メール：nagano-energycost-sakugenshien@his-world.com

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※ 本事業は株式会社エイチ・アイ・エス に委託して実施しています。